

令和 6 年度分

半田市サロン活動等 推進事業補助金の手引き



半田市サロン活動等推進事業とは

- ・**サロン活動**や**地域ふれあい会**を**運営する団体**を対象とした事業です。
実施している場所、団体の連絡先は、市民に情報提供いたします。

■ サロン活動とは

- ・飲食物の提供など、食を通じて交流の場を提供していること
- ・特定の趣味活動を目的とした活動ではなく、高齢者が気軽に自由に参加できること
- ・運営スタッフが在籍し、高齢者を中心に幅広い世代が訪れても交流できること
- ・会への加入や、会員制ではないこと

これから表示される★マークは、令和 6 年度に特にご留意いただきたい点ですので、
しっかりご確認ください。

お問い合わせ

半田市福祉部健康課 健康長寿担当 山本（輝）
〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
T E L : 0569-84-0662（直通）
F A X : 0569-25-2062
E-mail : kenkou@city.handa.lg.jp

■ 補助対象となる事業



- (1) 次の条件のどちらかを満たしていること。
 - ア **多世代交流、サロン活動など交流や孤立防止に関する事業**
 - イ その他、介護予防に資すると市が認める事業
- (2) 年間の利用高齢者数が**延べ240人以上**であること。
- (3) **1年のうち少なくとも10以上の月**にわたって事業を実施し、**年間の実施回数が20回以上**であること。
- (4) 1回当たりの実施時間は1時間以上であること。
- (5) 市内において事業を実施すること。

■ 補助対象とならない事業

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動又はこれに類似する事業
- (2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業
- (3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業
- (4) 法令又は公序良俗に反する事業
- (5) 市の委託契約に基づき実施する事業




■ 補助金の種類と内容 (半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱 別表第2)

種類	内容	条件・補助限度額	
半田市サロン活動等推進事業補助金	運営費補助	活動の運営に必要な経費に対する補助 次頁「運営費補助」に計上できる経費と手引き：9～10ページの「補助金Q&A」をご参照ください。	年間の延べ利用高齢者数（市内在住65歳以上）が ・240人以上 720人未満 年額34,000円(上限) ・720人以上 1,200人未満 年額46,000円(上限) ・1,200人以上 年額58,000円(上限)
	立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するため必要な経費に対する補助	新たに活動を開始する場合、初年度のみ ・1団体 年間30,000円(上限)
	施設利用補助	半田市内に所在する施設を利用する場合に必要な施設利用料に対する補助	・1団体 年間36,000円(上限)

■「運営費補助」に計上できる経費

手引き：9～10ページの「補助金 Q&A」も参照してください。

対象経費	内容
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費、消毒・除菌液など
食糧費	サロン活動等に必要な市民に提供する飲料代など
光熱水費	会場や施設で使用する冷暖房代など
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料などの印刷代
郵送料	
物品、機器借上・リース料	機器や機材などの借上げにかかる料金
備品購入費	機材、機器等の備品購入費
 講師謝金	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に係る講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）謝金

講師謝金は運営費補助に含まれます。

◎補助対象ではないもの

人件費、大会の景品、親睦又は会議に係る経費、事務所の維持管理経費等は、補助対象となりません。

☞補助金の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、購入する前に半田市健康課までお問い合わせください。

■補助金申請様式のデータのアクセス方法

半田市ホームページで補助金申請様式のデータを公開していますので、ダウンロードしてご利用ください。

<https://www.city.handa.lg.jp/kaigo/sougoujigyou/hojokin.html>

「ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > サロン活動等推進事業、通所型サービスB 地域支え合い型事業補助金の手続き等について」

また、3月28日からホームページが変わりますので下記をご利用ください。

「トップページ > 健康・医療・福祉 > 健康・健診 > 健康づくり > 高齢者の健康 > サロン活動等推進事業、通所型サービスB 地域支え合い型事業補助金の手続き等について」

なお、URL につきましては変わらずご利用いただけます。

令和 6 年度分

様式第 1 号 (第 8 条関係)

継続の団体は、封筒に印字されている
4桁の「5」から始まる No.をすべての書類
に記入。
※新規の団体は空欄

No. _____

半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書

令和6年4月1日

半 田 市 長 様

(住所) **半田市東洋町二丁目●番地**

登録する代表者の情報
を記入

(団体名) **はんだげんきサロン**

(代表者名) **半田 こん吉**

(電話番号) **0569-21-●●●●**

半田市サロン活動等推進事業補助金の交付を受けたいので、半田市サロン活動等推進事業補助
金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 **はんだげんきサロン**

2 事業期間 **令和 6 年 4 月 1 日** から **令和 7 年 3 月 31 日**まで

3 交付申請額 **金70.000円**

立ち上げ支援補助
令和6年4月1日
以降に、新たに団体を
立ち上げ、事業開始
する場合に申請
できます。

内訳 運営費補助 **34.000円**
立ち上げ支援補助 **0円**
施設利用補助 **36.000円**

運営費補助

※手引き P.2 参照

年間の延べ参加者数 (市内在住 65 歳以上)
により上限額が変動します。
6 年度から講師謝金は運営費補助に含まれます。

施設利用補助

半田市内の施設が対象です。
市外の施設は対象外です。
※施設利用補助は、1 団体あたり
年間 36,000円が上限です。

事業計画書は、
半田市のホームページで情報公開させていただきます。
公開する内容をご記入ください。

No. _____

別紙 1

事業計画書

実施団体名	はんだげんきサロン	
代表者氏名	半田 こん吉	
参加申し込み先	〒475-0817 半田市東洋町二丁目●番地 TEL (0569) 21-●●●●	
事業内容	開催日	第1・3木曜日 9:00~12:00
	実施場所	半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館
	活動内容	サロンでの交流会、各種レクリエーション
	活動回数	年間 <u>20</u> 回
	年間の参加見込数	該当するものに○を付けてください。 <u>240人以上</u> ・720人以上・1,200人以上
備考		

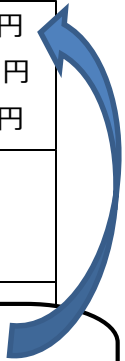
市内在住の65歳以上
の参加見込数です。

※上記の内容は、市民に公開されます。

収支予算書

収入 (単位：円)

科目	金額	内訳
半田市サロン活動等推進事業補助金	70,000円	①運営費補助 34,000円 ②立ち上げ支援補助 0円 ③施設利用補助 36,000円
クラブ参加費 前年度繰越金	30,000円 0円	100円×15人×20回
計	100,000円	



【支出】
補助対象と見込まれる物品及び金額を科目ごとに分類して記入してください。

【収入】
「補助金上限額」(手引き p.2 を参照)と支出の「補助金額」を比べ同額又は低い方の金額をお書きください。

支出 (単位：円)

科目	金額	内訳
①運営費補助 (内訳) ・消耗品	34,000円	「① 運営費補助」に係る【内訳】の合計をご記入ください。
	1,000円	ストップウォッチ 1,000円 (税込) × 1個
	2,800円	教材音楽 CD 1,400円 (税込) × 2個
	6,000円	コーヒー粉 300円 (税込) × 20個
	4,200円	お茶ペットボトル 700円 (税込) × 6箱
	4,000円	はんだ区民館 冷暖房代 200円 × 20回
	1,000円	資料コピー代 10円 (税込) × 100枚
	15,000円	健康講座講師代 5,000円 (税込) × 3回
②立ち上げ支援補助	0円	
③施設利用補助 ・施設利用料	36,000円	はんだ区民館使用料 年間計 20回
補助金対象外経費 ・会費使用経費 ・翌年度繰越金	30,000円 0円	保険料、親睦会弁当代、お茶菓子ほか
計	100,000円	

収入の合計と支出の合計を一致させてください。

「① 運営費補助」に係る【内訳】の合計をご記入ください。

【補助対象外経費】保険料、親睦に要する食糧費など会費で賄っている経費の詳細額は必要ありません。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

注意

名簿の提出は必要ありませんが、サロン事業全体の状況把握のため、
月ごとの延べ参加者数や実人数は実績報告時に提出いただきます
 ので、団体にて記録をしていただきますようよろしくお願いいたします。
 ※半田市在住の65歳以上の参加者数です。

地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）実施団体用

No. _____

事業実績書（令和5年4月～令和6年3月分）

団 体 名	
開 催 日 時	
実 施 場 所	
活 動 内 容	

(参考)
実績報告様式

※半田市在住の65歳以上の参加者数のみご記入ください。

実施日	活動回数	延べ参加者数	実参加者数
4月 ()	___回	延べ___人	実___人
5月 ()	___回	延べ___人	実___人
6月 ()	___回	延べ___人	実___人
7月 ()	___回	延べ___人	実___人
8月 ()	___回	延べ___人	実___人
9月 ()	___回	延べ___人	実___人
10月 ()	___回	延べ___人	実___人
11月 ()	___回	延べ___人	実___人
12月 ()	___回	延べ___人	実___人
1月 ()	___回	延べ___人	実___人
2月 ()	___回	延べ___人	実___人
3月 ()	___回	延べ___人	実___人
令和5年度 合計	計___回	延べ計___人	

令和6年度分

半田市サロン活動等推進事業補助金手続きの流れ

1、補助金交付申請

令和6年4月30日(火)まで

<提出書類>

- ① 半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）

2、半田市から補助金交付決定通知書（様式第2号）が届く（5月中）

領収書(レシート)を
大切に保存

※補助金の概算払い（前払い）を希望される場合
随時、半田市サロン活動等推進事業補助金（精算・
概算払）請求書（様式第9号）をご提出ください。

3、実績報告の提出

令和7年4月4日(金)〆切予定

<提出書類>


- ① 半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績書
- ③ 収支決算(見込)書
- ④ 補助金精算払請求書（様式第9号）
- ⑤ 領収書（レシート）の写し
- ⑥ 通帳の写し

4、補助金額が確定し、半田市から補助金確定通知書（様式第8号）が届く。
令和7年5月中旬から下旬ごろ補助金入金

サロン活動等推進事業補助金 Q & A

R6.4 半田市 健康課

● 運営費補助に関する質問			
1	消耗品	個人で所有しているパソコンを使って、印刷物を作成した場合のインク代や紙代は補助対象になるか。	補助の対象です。
2	食糧費	食糧費とは、具体的に何か。	<p>○調理実習（お菓子作りなど）にかかる材料費 ○サロン事業で提供のお茶、茶葉、コーヒー（砂糖、フレッシュを含む）、ジュースなど市民に提供するもの</p> <p>※スタッフの会議や打ち合わせ時の飲食は対象外です。 ※領収書の無いもの（例：自動販売機で購入したものなど）は対象になりません。</p>
3	光熱水費	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象になるか。	<p>補助の対象です。</p> <p>領収書は必要です。 発行できない場合は、『エアコン使用記録表』（使用日、金額の分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。</p>
4	印刷費	団体のチラシ・ポスター、資料などの印刷費(コピー代)は補助の対象になるか。	<p>補助の対象です。</p> <p>領収書は必要です。 ※領収書が発行できない場合は、『コピー代記録表』（使用日、金額、何をコピーしたか分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。</p>
5	講師謝金	6年度から講師謝金が運営費補助に含まれているが、講師謝金の限度額はあるか。	<p>【R6年度から変更】</p> <p>講師謝金は1万円を上限としてきましたが、運営費に含まれることから運営費補助の上限額まで講師謝金を計上できます。 講師謝金を利用しない場合でも、講師謝金1万円分を上限額から差し引く必要はなく、消耗品等で活用いただけます。</p>
6	講師謝金	講師謝金とは何か。	<p>サロン活動や地域ふれあい会等で講師を招き、講座やレッスンを受けた場合などに支払う講師への謝礼を補助します。 スタッフ向けの研修会や講座も補助対象です。</p> <p>半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼金についても対象です。</p>
7	講師謝金	講師謝金で対象外になるものは何か。	<p>利用者同士で教えあう場合には、補助対象にはなりません。 ただし、講師が利用者であっても、指導者資格等をお持ちの場合は、補助対象として認められます。</p> <p>なお、資格保持者の資格については、「日本〇〇協会」などが認める資格を保有している、指導者研修を受講しているなど広く資格を認めるため、特に市からは資格の指定はしません。 ※証明となるもの等の提示を求められる場合があります。</p>

8	対象外	補助対象外経費とは、具体的に何か。	人件費、大会の景品、親睦又は会議に係る経費、事務所の維持管理経費等）は、補助対象となりません。 また、原則、個人の持ち物になるもの、商品券や図書券などの金券も補助の対象外です。
9	対象外	保険料は補助の対象になるか。	補助金の対象になりません。
●補助金申請全体に関する質問			
10	繰越金	繰越金（予備費）はどのような取扱い か。	収支予算書や収支決算（見込）書に繰越金（予備費）を計上しても構いませんが、補助対象にはなりません。 ※補助金を翌年度に繰り越すことはできません。
●参加者数・実施回数に関する質問			
11	参加者数	団体の運営者（ボランティアなど）は、 参加者数（利用者数）にカウントして よいか。	運営者として活動することも介護予防につながるため、対象者に該当する運営者については参加者数（利用者数）としてカウントすることができます。
12	名簿	参加者名簿の提出の必要がないが、 実績時の利用者人数はどう数えるの か。	 【令和6年度追記】 活動した日付や参加者の生年月日、住所を団体内において記録していただき、参加者数をカウントしてください。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがあましたら、
事前に半田市健康課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
半田市健康課 健康長寿担当 山本（輝）
TEL：0569-84-0662（直通）
E-mail：kenkou@city.handa.lg.jp

令和6年度 交付申請書を提出する際のチェックリスト (サロン)

No	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/>
----	------	-------------------------------------

<すべての書類共通>

1	提出書類一式がすべてあるか。 ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書	
2	印刷またはボールペンで記入されているか。 ※鉛筆や消えるボールペンの記入提出は不可。コピーしてあれば可。	
3	右上の No. 欄に、封筒に記載の団体整理番号 4 桁が記入されているか。 ※新規の団体は空欄	

<①補助金交付申請書>

4	③収支予算書の[収入]欄の補助金額と合致しているか。	
5	手引き P. 2 を参考に貴団体の上限額を算定し、補助金交付申請額が上限額を越えていないか。	

<②事業計画書>

6	すべて漏れなく記入されているか。	
7	参加申し込み先は、代表者の連絡先など、参加したい市民が連絡できる内容になっているか。	

<③収支予算書>

8	[支出]補助対象と見込まれる令和6年度予定物品及び金額を科目別に記入してあるか。	
9	[収入]手引き P. 3 を参考に団体の上限額を算定。 補助金交付申請額が上限額を超えていないか。	
10	収入と支出の合計が合致しているか。	